

資料 2 - 5 最近の小笠原諸島に関するトピックス等

- ・「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」
の概要 1
- ・ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮
線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の概要 2
- ・ 我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について
. 3
- ・ レアアースの泥の発見、外国漁船の違法操業取締り 5

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の概要

1. 基本方針の目的・意義 国土面積(約38万km²)の約1.2倍に及ぶ排他的経済水域等面積(約447万km²)の管轄海域の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う。

2. 離島の役割

- 1) 離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠
- 2) 広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点
- 3) 海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承

(例)南鳥島の役割

- 国土面積の1.13倍の約43万km²を確保
- 周辺に海底資源が有望

3. 離島の保全・管理に関する施策

1) 海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集及び一元管理
→ 最新技術による調査、土地・海域利用状況の把握
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化
→ 人工衛星による画像撮影、巡視船等による監視
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進
→ 無主不動産の国有財産化、損壊行為の規制
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

4) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

2) 海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

- ① 海洋資源の開発及び利用の支援
→ 海洋エネルギー・鉱物資源開発の推進
- ② 遠隔に位置する離島における活動拠点の整備
→ 港湾等による諸活動・物資輸送の効率化
- ③ 海洋の安全の確保
→ 不審船・海上犯罪の取締り、海難救助体制の充実

3) 海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

- ① 状況把握・データ収集
- ② 海洋保護区の設定等による保全・管理の推進
- ③ 離島における自然環境保全の取組推進

4. 離島の保全・管理に関する施策の推進体制等

5. 国民等に対する普及啓発

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

背景

- ・我が国は国土面積(約38万km²)の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積(約405万km²)を設定。
- ・平成20年11月の大陸棚延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定等が行われた。
- ・排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。
- ・遠隔地にある離島は排他的経済水域等の利用上重要な位置にあるが、港湾等の利用活動のための拠点施設が整備されていない。

目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

概要

＜基本計画＞

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

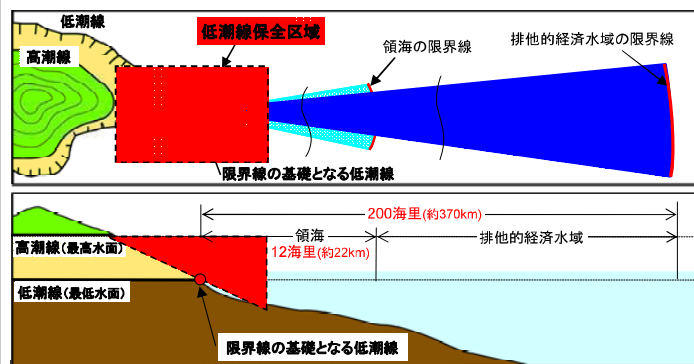
＜低潮線保全区域＞

★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



※長崎県男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km²(東京ドーム約1,700個分)の排他的経済水域面積が減少

＜特定離島における拠点施設の整備＞

★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南鳥島)

→低潮線保全区域として全国185の区域が指定され、うち小笠原諸島では40区域が指定されている。

→特定離島として、沖ノ鳥島、南鳥島の2島が指定されている(全国で2島のみ)。

《出典：内閣官房総合海洋政策本部資料》

我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について

我が国が平成20年11月12日に大陸棚限界委員会（CLCS）に申請した大陸棚延長について、同委員会は、^{*}本年4月20日（ニューヨーク時間19日）、第29会期会合で勧告（付図参照）を採択し、4月27日（ニューヨーク時間26日）に我が国はこれを受領しました。 ※本年=平成24年

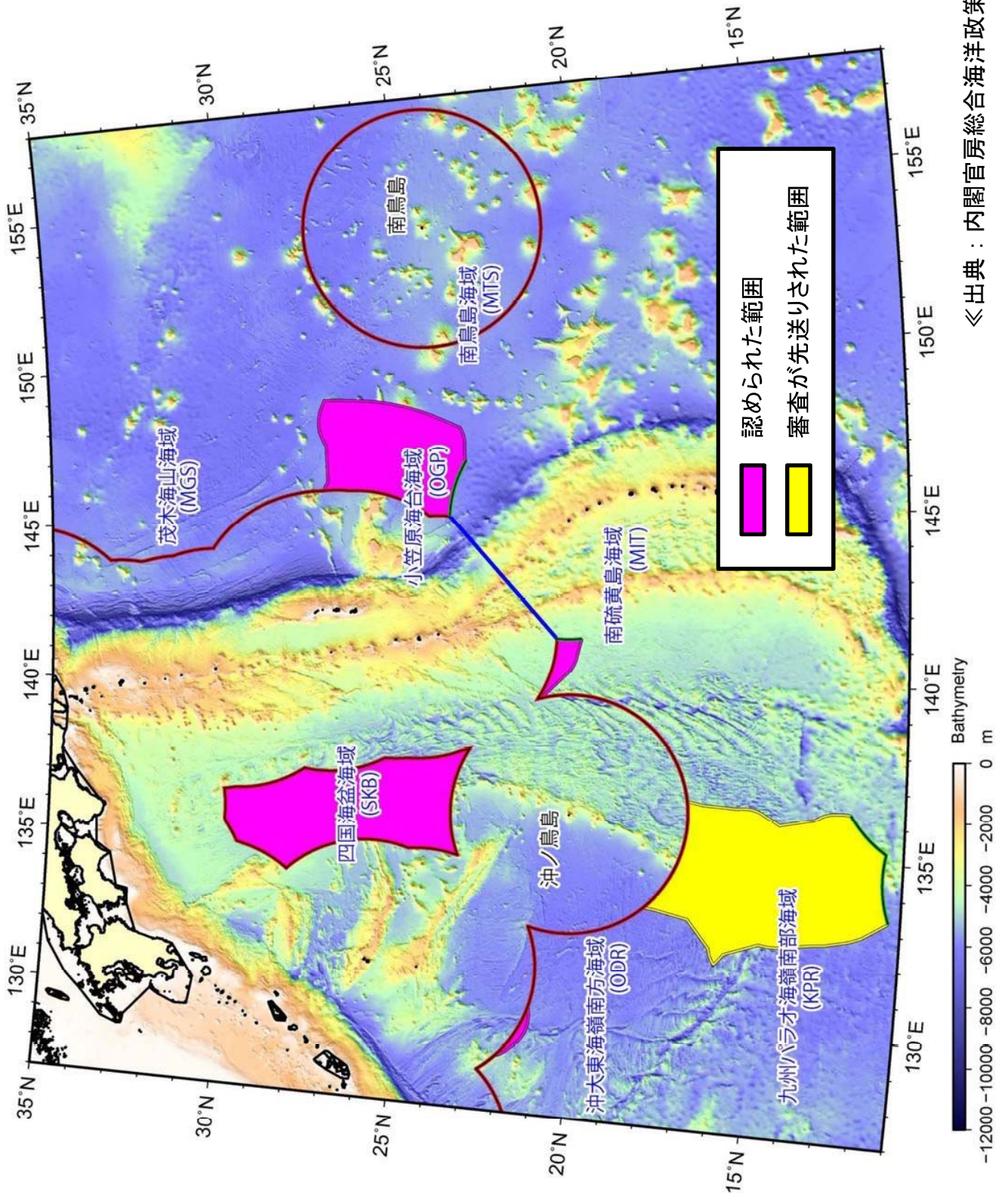
この中で、中国及び韓国が審査を行わないことを求めていた（我が国はその都度反論）沖ノ鳥島関連海域のうち、四国海盆海域については、ほとんどが認められ、沖ノ鳥島を基点とする延長が認められました。九州・パラオ海嶺南部海域については、勧告が行われず、先送りとなりました。

（注）

- （1）平成21年のCLCS第24会期会合で、沖ノ鳥島関連海域については、「CLCSは、別途の決定を行うまで行動をとらない」旨決定していたことを踏まえ議論が行われた結果、CLCSは、九州・パラオ海嶺南部海域の勧告案について「行動をとらない」ことを決定し、今回は、勧告が出されないこととなった。
- （2）勧告には「CLCSは（中、韓、日本の）口上書に言及された事項が解決されるときまで本海域に関する勧告を出すための行動を取る状況に無いと考える」と記載された。

《出典：内閣官房総合海洋政策本部資料》

我が国の延長大陸棚



《出典：内閣官房総合海洋政策本部資料》

レアアースの泥の発見

○日本の最東端の南鳥島（東京都小笠原村）周辺の排他的経済水域（EEZ）の海底に、レアアース（希土類）を大量に含む泥の大鉱床があることを東京大学の研究チームが発見。

○同様の泥は南東太平洋の公海上などで見つかったが、日本のEEZ内では初。

○国内の年間消費量の200年分を超える埋蔵量とみられ、採掘が実現すれば中国からの輸入依存を脱却できる可能性。

※レアアース

ハイテク素材に少量添加するだけで性能が飛躍的に向上。

世界の生産量の97%を中国が占有している。

中国の最大の輸出国は、日本（ハイブリッド車や液晶テレビの製造などで年間3万トンのレアアースを必要としている。）。

外国漁船の違法操業取締り

事例1 台湾漁船違法操業事件（小笠原諸島周辺海域） ※海上保安庁 HP より

平成22年9月6日午後2時37分頃、しょう戒中の当庁航空機が、小笠原諸島聳島（むこしま）付近の我が国排他的経済水域内において、操業中の台湾漁船「新徳益186号」を認め、巡視船「あまぎ」が現場海域に急行しました。

9月7日午後3時12分頃、「あまぎ」が到着し、立入検査を実施したところ、当該漁船が我が国排他的経済水域内で無許可操業していたことを突き止めました。

このため、9月8日午前10時までに、当該漁船の船長及び船舶所有者の2名を、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」違反により通常逮捕するとともに、船体等を差し押さえました。

9月10日、代理人から担保金制度に基づく担保金の提供を保証する書面が提出されたため、船体等の押収物を返還し被疑者2名を釈放しました。

小笠原諸島周辺海域では、平成22年2月22日にも我が国の領海内で違法操業を行っていた台湾漁船を検挙しています。

事例2 小笠原諸島嫁島周辺領海内における中国漁船立入検査忌避事件

※海上保安庁資料より

(1)平成23年12月21日午後6時頃、しょう戒中の巡視船から出発したヘリコプターが、小笠原諸島嫁島の南西約10キロメートル海上の我が国領海内において中国漁船を認め、当該漁船は航走を開始したことから、巡視船が漁業法に基づく立入検査を実施するため停船命令を発するもこれに従わず逃走を続けたことから、追跡を開始した。

(2)21日午後6時41分頃、小笠原諸島嫁島の南西約17キロメートル海上において、巡視船が当該漁船を停船させた後、21日午後7時18分頃、当該漁船船長（中国人）を漁業法違反（立入検査忌避）により、現行犯逮捕した。